

畜牛育成牧場管理及び使用条例中一部改正（案）

（令和 3 年 4 月 1 日条例施行予定）

芽 室 町
農林課畜産係

1 牧場使用料の改定（案）について

（1）改定の理由

畜牛育成牧場（町営牧場）は牧場使用料を財源として運営していますが、近年は運営に必要な維持管理経費のうち2分の1程度を一般財源（税金）で負担しています。これまでもコストの削減に努めてきましたが、預託牛の管理には施設の維持補修費用等、毎年固定的に支出される経常的経費があり、大きな削減には至っていません。

こうした状況を踏まえ、牧場運営に必要な1日1頭当たりの経費等を基に、（2）改定の内容に記載のとおり、牧場使用料の改定を行おうとするものです。

（2）改定の内容

牧場運営に必要な1日1頭当たりの経費や今後の預託牛頭数見込みにより、将来的には牧場使用料で牧場運営が概ね賄えることを見込み、牧場使用料を次のとおり改定しようとするものです。

区分	現在	改定案
畜牛1頭に付き1日あたり	241円	286円

<町営牧場における牧場使用料等見込み>

（単位：千円、頭）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
放牧事業支出	34,000	34,000	34,000	33,000	33,000	33,000
牧場使用料	28,377	28,377	28,377	28,957	31,317	33,462
利用頭数	660	660	660	675	730	780

（3）施行期日

令和3年4月1日